

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大館労働基準監督署外1施設で使用する電気の供給（低圧）（単価契約）

2 需要場所

大館労働基準監督署（大館市字三ノ丸6-2）

供給地点番号 02-0177-3162-3300-2150-0005・0006

横手労働基準監督署（横手市旭川1-2-23）

供給地点番号 02-0178-2411-2231-1790-0001・0002

3 業種及び用途 官公署（事務所）

4 仕 様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」による該当年度の「基本方針」で定める再生可能エネルギー電力比率40%とすること。また、その環境価値について、秋田労働局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/2022%20RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29_water_mark.pdf

(1) 供給電気方式等（大館監督署・横手監督署とも同じ）

	従量電灯C	低圧電力
電気方式	単相3線式	三相3線式
電圧	100／200V	200V
周波数	50Hz	50Hz

(2) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力
別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」のとおり

- ※ 月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。(月別予定使用電力量は4月から10月については令和7年度の同月の使用実績を、11月から3月については令和6年度の同月の使用実績を用いている)

予定契約電力は、別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」のとおりとする。契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上変更する。

(3) 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

ただし、これによりがたい場合は、協議の上、令和8年4月の検針日（計量日）午前0時から令和9年4月の検針日（計量日）午後12時までとする。

(4) 単位及び端数処理

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。
- ⑤ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。

(5) 入札書の金額

入札金額は、参加する業者において設定する契約電力及び使用電力量に対する単価を根拠として、別紙1「需要場所の仕様及び月別使用電力量」に示す契約電力及び使用予定電力量の対価の総額とする。

なお、入札価格の算定に当たって、力率割引がある場合は、低圧電力の力率を90%として適用し、燃料費調整（市場調整価格含む）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。また、市場価格調整を行う場合についても同様とする。

(6) その他

① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整（市場価格調整含む）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北管内のみなし小売電気事業者が定める約款等に準ずるものとする。

なお、力率割引及び燃料費調整 等の方法について、契約事業者がより経済的な方法を採用している場合には、その適用を妨げるものではない。

② 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入、需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組に関し、「秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準」（別紙2）を満たす者であること。

③ 再生可能エネルギー電気の確認資料

供給事業者は、契約年度における電力供給の終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙3を秋田労働局に送付することとするが、終了後翌月10日までの提出が難しい場合は協議により別期日を定めることとする。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙3提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が上記4の仕様を満たしていない場合、供給事業者は上記4の仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを秋田労働局に提出する等により補修すること。

④ この仕様書に定めのない供給条件については、東北管内のみなし小売電気事業者が定める約款等をもとに協議するものとする。